

公益財団法人日本美術刀剣保存協会審査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本美術刀剣保存協会(以下「協会」という)が行う刀剣・刀装・刀装具(以下「刀剣等」という)並びに文献及び関係資料の審査に関し、必要な事項を定める。

(審査の階級)

第2条 審査の階級は、保存、特別保存、重要及び特別重要の4階級とする。

(審査の種別)

第3条 審査の種別は審査対象により、次のとおりとする。

- (1) 保存・特別保存刀剣審査
- (2) 保存・特別保存刀装・刀装具審査
- (3) 重要刀剣審査
- (4) 重要刀装審査
- (5) 重要刀装具審査
- (6) 重要文献並びに重要資料審査
- (7) 特別重要刀剣審査
- (8) 特別重要刀装審査
- (9) 特別重要刀装具審査
- (10) 特別重要文献並びに特別重要資料審査

(審査会)

第4条 前条の審査のため、協会に、審査会長と所要の審査員をもって構成する審査会を置く。

2 審査会には、審査の種別ごとに以下の分科会を置くことができる。

- (1) 保存・特別保存刀剣審査分科会
- (2) 保存・特別保存刀装・刀装具審査分科会
- (3) 重要刀剣審査分科会
- (4) 重要刀装審査分科会
- (5) 重要刀装具審査分科会
- (6) 重要文献並びに重要資料審査分科会
- (7) 特別重要刀剣審査分科会
- (8) 特別重要刀装審査分科会
- (9) 特別重要刀装具審査分科会
- (10) 特別重要文献並びに特別重要資料審査分科会

第2章 審査員に関する事項

(審査員の種別)

第5条 審査員の種別は、分科会ごとに次のとおりとする。

- (1) 保存・特別保存刀剣審査員
- (2) 保存・特別保存刀装・刀装具審査員
- (3) 重要刀剣審査員
- (4) 重要刀装審査員
- (5) 重要刀装具審査員
- (6) 重要文献並びに重要資料審査員
- (7) 特別重要刀剣審査員
- (8) 特別重要刀装審査員
- (9) 特別重要刀装具審査員
- (10) 特別重要文献並びに特別重要資料審査員

(審査員の資格)

第6条 審査員は、刀剣等に関して豊かな知識・鑑識眼を有し、刀剣等審査について、公正な判断能力を有する者であって、下記のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 伝位付与規程に定める「奥伝位待遇」以上の知識を有する者。
- (2) 刀職者のうち無鑑査選任規程に定める「無鑑査」認定を受けており、鑑識眼が優れている者。
- (3) 刀剣類の研究などの学識経験者。
- (4) 協会職員として刀剣等の審査業務に従事し、鑑識眼が優れている者。
- (5) 協会主催又は支部主催鑑賞会に永年参加し、更に刀剣等に関して研究するなど鑑識眼に優れているとして協会審査員2名の推薦を受けた者。

(審査員の義務)

第7条 審査員は、自らの権限と責任を深く自覚し、協会倫理規程を遵守し、公正かつ公平な審査に努め、疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

2 審査員は、審査の経過、各審査員の意見及び合議内容については、秘密を守らなければならない。

(審査員の欠格事由)

第8条 審査員としての欠格事由は、次のとおり。

- (1) 刀剣商並びにその配偶者及び一親等内の親族に刀剣商がいる者。
- (2) 審査員を解任され5年を経過しない者。
- (3) 協会審査規程・倫理規程に反する行為をした者。

(審査員の数)

第9条 分科会ごとに下表の数の審査員を置く。()は外部審査員を内数で示す)

種別	刀剣	刀装	刀装具	文献等	計
保存・特別保存	7	7(4)	7(4)	なし	21(8)
重要	6(3)	7(5)	6(4)	その都度指定	19(12)
特別重要	8(3)	6(4)	7(4)	その都度指定	21(11)

(審査員の任命)

第10条 審査員は、理事会の決議を経て、協会会長が委嘱又は指名する。

2 審査員は、委嘱審査員と指名審査員とする。ただし、委嘱審査員は非常勤とし、指名審査員は、協会職員とする。

3 審査員は、第4条第2項の審査分科会のいずれかに属するものとする。

(審査員の任期)

第11条 審査員の任期は、1年とする。

2 補欠として選任された審査員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(誓約書提出)

第12条 審査員は、この規程を遵守する旨の誓約書を協会会長に提出しなければならない。

第3章 審査会に関する事項

(審査会長の任命)

第13条 審査会に審査会長を置く。

2 審査会長は、刀剣等に関して豊かな知識・経験を有する者の中から協会会長が任命する。

3 審査会長の任期は1年とする。

4 審査会長は、各審査分科会の運営状況を把握すると共に、審査に関する不正の防止を図り審査会の厳正公平な運営が行われるよう指導監督する。

(立会理事)

第14条 審査会には、理事1名以上を立ち合わせなければならない(立ち会う理事を以下「立会理事」という。)。ただし、保存・特別保存審査分科会については、立会理事の職務を事務局長に代行させることができる。

2 立会理事は、理事の中から協会会長が委嘱する。

3 立会理事は、審査会が厳正公平に運営されるように監督しなければならない。

4 立会理事は、個々の審査物件について私見を述べてはならない。

5 立会理事の任期は1年とする。

(分科会主査)

第15条 分科会には、分科会主査を置く。

2 分科会主査は、審査員の互選とする。

3 分科会主査は、分科会を進行するとともに、分科会審査員の意見を尊重し、分科会を厳正かつ公平に運営しなければならない。

(審査会の公正性)

第16条 審査員及び役職員は、審査の公正性を担保するために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 審査申請受理に先立ち事前鑑定を行ってはならない。

(2) 審査会の判定前に相互にその審査物件に関して情報交換をしてはならない。

(3) 管理責任者の許可なく審査業務室へ部外者を入室させてはならない。

(審査等)

第17条 審査の判定は、別に定める審査基準により行う。

- 2 審査業務の概要は、別に定める。
- 3 審査は、前1, 2項による他、次により行う。
 - (1) 協会が採用する情報や理論・技術等に基づき、調査時における申請物件の保存状態を勘案し、非破壊という条件のもとで調査し、その結果を判定する。
 - (2) 審査会の審査は、審査員の過半数が出席し、合議のうえ、その過半数によって決定する。
 - (3) 審査にあたっては、各審査員が審査手帳に必要事項を記入し、これを基に分科会での審議を経て審査台帳を作成する。
 - (4) 審査物件は、申請者又はその代理人の氏名を秘匿して審査する。
- 4 審査結果は、審査台帳に記載し調査課長が審査会長に報告した後、学芸部で保存する。
- 5 審査会長は、審査結果について、協会会長の決裁を受けるものとする。
- 6 審査結果は、理事会に報告する。

(重要・特別重要審査の措置)

第18条 審査会長は、第3条第3号から第10号までの審査について、次の措置を取る。

- (1) 第1段階審査と第2段階審査の2度の審査により合否等を決定する。
- (2) 第1段階審査は、協会会長が指名した審査員(委嘱審査員を含む)が行う。
- (3) 第1段階審査は、明らかに合格基準を満たさないものを排除する目的で行う。
- (4) 第2段階審査は、第1段階審査を経て、不合格と決定されなかったもの全てを対象として、審査員が、審査基準に基づいて厳正かつ公正に行う。ただし、第1段階審査で除外された物件について、第2段階審査で初めて関与することとなった委嘱審査員から、第2段階審査前に説明または閲覧を求め、同審査員より異議のあった物件については、第2段階審査に付すことができる。

第4章 審査申請等に関する事項

(事務の所管)

第19条 審査申請受け及び返却に関する窓口事務は、総務部・学芸部が共同して行う。

- 2 審査に関する作業は、総務部担当分を除き、学芸部で処理する。
- 3 学芸部並びに管理課は、刀剣・刀装・刀装具等の審査支援システムにより個別台帳を作成し、データを保存し、これを管理する。

(審査申請)

第20条 審査員、役職員並びにその配偶者及び一親等内の親族は、審査申請することができない。

- 2 審査申請物件は、申請者の所有物件でなければならない。
- 3 審査申請は、別に定める様式により申請者又はその申請代理人が行う。
- 4 審査申請の受付月日は、年度初に協会会長が定める。
- 5 審査申請の受付月日は、毎月の「刀剣美術誌」及び「協会ホームページ」で広報する。

6 審査申請の受付は、指定した受付期間内に行うものとする。

7 申請書に事実と異なる内容が記載されている場合、審査申請を受けない。

(申請受付)

第21条 審査員及び役職員は、次の行為をしてはならない。

(1) 受付日以外に受付けること。

(2) 申請手続きを代行すること。

2 審査会で合格した物件を直近上位の審査会に申請する場合は、その物件の返却日を待たず審査申請手続きをすることができる。

(審査結果の通知)

第22条 審査の結果は、別に定める様式により通知する。

(証書)

第23条 審査結果を記載する証書の様式は、別に定める。

2 証書は、保存・特別保存については、審査申請受理から4ヶ月以内に送付し、重要・特別重要については、審査申請から1年以内を目安に図譜とともに送付する。なお、毎月の送付予定は「刀剣美術」誌上及び「協会ホームページ」で広報する。

3 旧証書を添付して審査申請し合格した物件は、旧証書を回収して新証書を交付する。

(証書の再交付)

第24条 証書は、原則として再交付しない。

(審査物件の返却)

第25条 審査物件の返却開始日は、審査結果通知書により通知する。

2 審査物件の返却は、引換券と交換して返却する。ただし、輸送による申請物件は、結果通知書を引換券とみなす。

3 輸送による申請物件の返却は、返送依頼状と結果通知書及び審査料金を協会が受理した後、協会指定運送業者を通じて返却する。

4 第21条第2項の手続きを除き、返却開始日以前の返却は行わない。

(審査料)

第26条 審査料は、別に定める。

2 保存・特別保存刀剣等の審査料は、審査結果通知書に記載し、重要・特別重要刀剣等の審査料金は、別に定める様式により請求する。

3 協会会員が、保存・特別保存刀剣等を審査申請した場合は、一定額の診査料を減額する。

(指定物件の内容変更)

第27条 重要・特別重要指定物件について、「内容変更等の申請」があった場合は、別に定める様式により受理し、次の措置をとる。

(1) 所定の申請料を徴収する。

(2) 内容変更が承認された場合は、所定の料金を徴収して図譜と指定書を交付する。

第5章 収蔵庫及び文書の管理に関する事項

(収蔵庫の管理)

第28条 収蔵庫の管理責任者は、学芸部長とする。

2 収蔵庫の出入りは、管理責任者の許可のもとで行なわなければならない。

3 審査員、協会職員及び協会関係者は、収蔵庫に私的な刀剣等を持ち込んで서는ならない。

(申請書等の保存)

第29条 審査申請書は、申請受理から10年間管理課で保管する。

2 審査台帳は、永久保存とし学芸部で保管する。

第6章 審査申請物件に対する免責事項等

(免責事項)

第30条 審査申請刀剣等に生じた次の損害は、補償をしない。

(1)管理責任者が、善良な管理者としての注意義務(以下善管注意義務という)を尽くしたにも拘わらず生じた損害。

(2)天災地変等による損害。

(3)申請者及びその代理人の故意又は過失に起因する損害。

(4)予見又は予見可能性のない事情に起因する損害。

2 審査は、第16条及び第17条の規定によるものであり、商業上の価値評価に係わるものではない。従って協会の審査結果による売買価格の下落等の商業上の損害については補償しない。

3 申請者以外の第三者の被る損害は補償しない。

(申請物件の保管引渡)

第31条 申請者が審査結果通知書記載の物件返却開始日から起算して、1年を経過してなお申請物件を引き取らない場合、協会はその後の申請物件の保管について善管注意義務を免れるものとする。

2 前項に定める期間以後に物件を引き取った場合、協会は、その期間に応じて保管の際に生じた必要経費を請求することができる。

3 第1項の期間経過後更に2年を経過した場合は、申請人はその所有権を放棄したものとみなし、審査物件の任意の処分について異議なきものとする。これに依って法的問題が生じた場合は、申請者が一切の責任を負うものとする。

4 申請者が審査料金等未払又は旧証書未返納の場合は、申請物件を留置することができる。

(学術的情報の発表等)

第32条 協会が審査で知り得た学術的情報や申請物件の写真等を機関誌、学術誌(紙)、講演、展示等で発表することができる。

2 前項の場合、申請者の住所、氏名、身分等は申請者に無断で発表してはならない。

第7章 審査員及び役職員の罰則に関する事項

(罰則)

第 33 条 審査員及び役職員が、法令又はこの規程に違反していると認められたときは、倫理審査会に報告する。

2 協会は、審査員を解任することができる。解任された審査員は、違反の軽重により再任不可又は5年間再任不可とする。

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、理事会決議による。

附則

1, 本規程は、公益財団法人日本美術刀剣保存協会設立登記の日から施行する。

＜審査規程第17条第1項に基づく審査基準＞

平成27年5月19日改正

第1 刀剣の審査基準

【保存刀剣】

- 1 江戸時代を下らない各時代・各流派の作で銘の正しいもの、または無銘であっても年代・国・系統を指摘し得るもの。
- 2 前項に該当するもので、地刃に多少の疲れ、あるいはキズがあっても鑑賞に堪え得るもの。
- 3 地刃に補修のある場合は、美観を著しく損なわない程度のもの。
- 4 明治時代以降の刀工の作は在銘で出来の良いものに限る。
- 5 再刃のものは不合格とする。ただし、南北朝時代を下らない著名刀工の在銘の作で、資料性が高く、かつ地刃や茎の荒が少ない場合の再刃（焼直し）は、その旨を注記して合格とする場合がある。
- 6 在銘作は、銘字及び作風より真偽を俄かに決しかねるもの、また、無銘作で適切な極めを容易にし得ないものは「保留」とする場合がある。

【特別保存刀剣】

- 1 保存刀剣のうち、更に出来が良く、保存状態の良いもの。
- 2 前項のものの中で、以下のものは合格の対象とはならない。
 - (1) 再刃のもの。ただし、南北朝時代を下らない著名刀工の在銘の作で、資料性が高く、かつ地刃や茎の荒が少ない場合の再刃は、その旨を注記して合格とする場合がある。
 - (2) 室町時代及び江戸時代の無銘作。ただし、著名刀工の上作と鑑せられ、保存状態の優れたものについては合格とする場合がある。

【重要刀剣】

特別保存刀剣のうち、以下のもの。

- (1) 特に出来が優れ、保存状態の良好な、国認定の重要美術品に準ずると判断されるもの。
- (2) 前号のもので、南北朝時代を下らないものは、無銘作でも合格の対象となる。また、室町時代以降の作は在銘に限り、かつ江戸時代以降の作は、原則として生ぶ茎在銘のもの。

【特別重要刀剣】

重要刀剣の中で、更に一段と出来が傑出し、保存状態が優れ、資料的価値が極めて高く、国認定の重要美術品に相当する、または国指定の重要文化財に準ずる価値があると判断されるもの。

第2 刀装の審査基準

【保存刀装】

- 1 桃山時代以前の拵で、多少の欠点、補修があっても、時代の見どころを示し、資料的価値のあるもの。
- 2 江戸時代の拵で、保存状態が良く、資料的に価値のあるもの。
- 3 明治時代以降の拵で、伝統の技を守り、美術工芸的に優れたもの。

- 4 拵の中で、小柄・筭がなくとも、他の金具や鞘塗が良く、総合的に美術的価値が高いと認められるもの。ただし、その場合は「小柄欠」あるいは、「筭欠」と明記する。
- 5 拵に附帯する刀装具で、小柄や筭は偽銘であるが、他の金具の出来や鞘塗が良く、総合的に美術的価値が認められるもの。ただし、その場合は「小柄欠」若しくは「筭欠」または該当する金具に「・・・と銘がある。」と明記する。
- 6 拵に附帯する刀装具の銘が、研究を要するものであっても、同工の作域中のものと鑑せられ、他の金具や柄前・鞘塗などと調和がとれているもの。ただし、その場合は、原則として該当する金具に「・・・と銘がある。」と明記する。
- 7 拵の柄巻きは、後に補修または巻替えていても、柄塗や刀装具と調和がとれて美術的価値が認められるもの。
- 8 合議の結果、俄に結論を出し得ないものは「保留」とする場合がある。
- 9 拵の中で合口造を除き、原則として鐔のないものは不合格とする。
- 10 外国製の拵は、原則として審査の対象外とする。

【特別保存刀装】

保存刀装のうち、以下のもの。

- (1) 更に出来が良く、比較的補修が少なく保存状態の良いもの。
- (2) 江戸時代を下らない時代の制作で、比較的補修が少なく、特に出来が優れているもの。
- (3) 明治時代以降の健全な拵で、特に出来が優れたもの。
- (4) 各時代を通じて、附帯する金具が著名工の作でなくても、その工の傑作と認められ、拵として美術的価値が高いもの。

【重要刀装】

特別保存刀装のうち、以下のもの。

- (1) 特に出来が優れ、美術工芸的に極めて価値が高く、国認定の重要美術品に準ずると判断されるもの。
- (2) 各時代を通じて、附帯する金具が著名工の作でなくても、その工の傑作で、時代の特色を明示し、拵として極めて美術的価値が高いと認められるもの。

【特別重要刀装】

重要刀装のうち、以下のもの。

- (1) 更に一段と出来が傑出し、保存状態が優れ、我が国の美術工芸史上、資料的価値が極めて高いと認められるもの。
- (2) 国認定の重要美術品に相当する、または国指定の重要文化財に準ずる価値があると判断されるもの。

第3 刀装具の審査基準

【保存刀装具】

- 1 江戸時代までの作で、銘の正しいもの。または、無銘のものであっても、年代・流派が指摘でき、美術工芸的に価値が認められるもの。
- 2 前項に該当するもので、多少の疲れあるいは、キズがあっても鑑賞に堪え得るもの。
- 3 作品の補修のある場合は、美観を著しく損なわない程度のもの。
- 4 明治時代以降の作で、出来と保存が良いもの。

- 5 鉄製の作品で軽く火をかぶり、少し錆色が変わっているものであっても美術的価値が認められ、鑑賞に堪え得るもの。
- 6 江戸時代を下らない鑄造の作品であって、雅味があり、鑑賞に堪え得るものは、合格とする場合がある。
- 7 在銘作で、銘及び作風より真偽を俄に決しかねるもの、または、無銘作で極めを容易になし得ないものは「保留」とする場合がある。
- 8 明治時代以降の鑄造品は、不合格とする。
- 9 外国製の刀装具は、原則として審査の対象外とする。

【特別保存刀装具】

- 1 保存刀装具のうち、以下のもの。
 - (1) 更に出来が良く、保存状態が良いもの。
 - (2) 出来が優れ、更に銘文や作風についても資料的価値の高いもの。
 - (3) 各時代を通じて、著名作家の作でなくても、その作家の傑作と認められ、美術的価値が高いもの。
 - (4) 伝統の技を守り、極めて制作が優れ、美術的価値が高いもの。
- 2 保存刀装具のうち、以下のものは合格の対象とはならない場合がある。
 - (1) 在銘、無銘にかかわらず、補修や改造が比較的目立つもの。
 - (2) 一流金工の作品でも、地金や文様を磨きすぎ、色金が照かり、時代色を損ねたもの。
 - (3) 作品の出来は良くても、銘字の状態が悪く、判読できないもの。

【重要刀装具】

特別保存刀装具のうち、以下のもの。

- (1) 特に出来が優れ、美術工芸的に極めて価値が高く、国認定の重要美術品に準ずると判断されるもの。
- (2) 各時代を通じて、著名作家の作でなくても、その作家の傑作と認められ、美術的価値が極めて高いもの。

【特別重要刀装具】

重要刀装具のうち、以下のもの。

- (1) 更に一段と出来が傑出し、保存状態が優れ、我が国の美術工芸史上、資料的価値が極めて高いと認められるもの。
- (2) 国認定の重要美術品に相当する、または国指定の重要文化財に準ずる価値があると判断されるもの。

各審査基準共通事項

- 1 審査時において美観を損なう大きなキズ・欠点を確認されたものは合格の対象とはならない。
- 2 生存する作家の作品は審査対象外とする。
- 3 所定の証書を有し、申請時に提出して申請された物件が合格に至らなかった場合は「現状」とする。

以上